

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第3回鴻巣市国民健康保険運営協議会
開 催 日	令和5年10月12日(木)
開 催 時 間	午後1時20分 開会 ・ 午後2時50分 閉会
開 催 場 所	鴻巣市役所 1001会議室
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 金子宮司
出席者(委員)氏名 (出席者数)	金子宮司、瀬山久江、武井 栄、竹内茂雄、谷渕和子、峯岸幸子、轟 容子、清水 浩、藤木弘恵、杉 祐紀、石井 誠、水澤 勉、今井たかへ、秋山真紀、水野 稔、近藤友恵(16人)
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	二村 貢、大田祥子(2人)
事務局職員職氏名	市民生活部長 関根則男 国保年金課長 高橋亮介 国保年金課副課長 金子康信 国保年金課主査 相原浩枝 国保年金課主査 小櫃淑子 国保年金課主任 野本祥太(7名)
傍聴の可否 (傍聴者数)	可 (0人)
会 議 の 内 容	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 令和6年度国民健康保険税率の改正について(諮問事項) 4 部長あいさつ 5 その他 6 閉会

●議事

第2回会議後における質問票による質問の有無を確認。第2回会議議題(2)の産前産後期間の保険税の免除措置に関し質問があった旨を報告。

《質問票による委員質疑》

- (1) 当該措置を被保険者が出産後数年経過してから知った場合、遡及して措置を受けることは可能か。
- (2) 措置を受ける前に保険税を前納してしまっている場合であっても措置を受けることは可能か。
- (3) 出産予定時は被保険者であった者が、その後他の保険に異動となることも想定されるが、対象者の把握のためのチェックは行われるか。

《事務局回答》

- (1) 5年を限度として、遡及して措置を受けることができる。
- (2) 納付済みのものであっても、措置を適用したうえで還付を行う。
- (3) システムにより減免対象者のリストを作成することが可能となる予定であり、当該リストを用いたチェックを行うことを想定している。

(1) 令和6年度国民健康保険税率の改正について（諮問事項）

前回から引き続きの審議となる令和6年度国民健康保険税率の改正について、高橋国保年金課長及び金子国保年金課副課長による追加資料を用いた補足説明。

《議長》

前回に引き続き、委員の皆さんの積極的な発言をお願いしたい。

《委員質疑》

議題1当日配布1の③、④において、令和2年度の数値が著しく低下していることについて、事務局の見解は。

《事務局回答》

該当部分は、コロナ禍における受診控えにより、医療費が少なかったことが原因であると考える。

《委員質疑》

議題1当日配布1の③、④において、令和2年度の数値が著しく低下したのちにまた増加している点について、この増加の原因には、受診控えの減少のみならず、受診控えによる症状の悪化なども考えられるかと思うが、この点について、鴻巣市の状況は。

《事務局回答》

手元に資料がないため数字を示すことができない。現在作成中であるデータヘルス計画において収集したデータ等から分析を深めていきたいと考える。

《委員質疑》

前回資料の税率改正案モデルケース別影響額について、介護分のところの金額が入っていないものがあるが、これは65歳以上の者は介護保険料が徴収さ

れ、国民健康保険税の介護分はかからないことから、空欄となっているという認識でよいか。

《事務局回答》

ご指摘のとおりである。

《委員質疑》

議題1当日配布1の②の下段に、団塊の世代の影響を受けて前期高齢者の割合が県内上位である旨の記載があるが、団塊の世代は本市特有のものとは考えにくい。したがって、県内上位である原因には当たらないのではないか。

《事務局回答》

ご指摘のとおりであると考えます。団塊の世代が前期高齢者の区分に位置しており、今後後期高齢者へ移行していくものであるということを表示したかったものであり、そういった趣旨のものとして、この記載及びデータを捉えていただければ幸いです。

《委員質疑》

議題1当日配布1の⑤において、平成24年のときには17位であったものがその翌年には29位と下がっているが、何か具体的な要因があるのか。

《事務局回答》

平成24年度までは、国保税の賦課方式を4方式としていたが、平成25年度に2方式へと変更したことによるものと考えます。

《議長》

様々意見をいただいたが、今回事務局から提示されている改正案でよいかについて、皆さんの合意を図りたいと思うが、この改正案について了承することによってよろしいか。

(異議のある者なし)

《議長》

それでは全員の下承を得たということで、この改正案を踏まえた答申の内容を審議したいと考える。

高橋国保年金課長及び金子国保年金課副課長による答申案の説明。

《委員質疑》

附帯意見の(4)において「併せ」という言葉が用いられているが、これは「合致」の「合」ではなく「併合」の「併」を当てているのは、どのような意図か。

《事務局回答》

「準統一以降における」という意図で用いている。当てるべき字やより適切な表現等、委員の皆さんからの幅広い意見が得られればと考える。

《議長》

事務局としては、他の表現の案として何かあるか。

《事務局回答》

漢字を当てることで、異なる意味に捉えられるおそれがあるということであれば、ひらがな表記による「あわせ」というのはどうか。

《委員》

例えば「踏まえ」はいかかが。

《議長》

他の委員さんの意見も伺いたい。

《委員》

先ほど事務局が回答した「準統一以降の」を使うのはどうか。

《議長》

他にはないか。もしなければ、上がった意見を踏まえた、事務局による文言等の整理をお願いしたい。

《事務局回答》

委員の皆さんから寄せられたご指摘、ご意見を十分に考慮し、調整させていただく。

《委員質疑》

埼玉県国民健康保険事業運営方針（第3期）案の29ページにおいて、保養施設利用助成事業とあるが、制度内容について確認したい。また、本市における助成事業の利用状況を伺いたい。また、あまり利用がないのであれば、事業の縮小、廃止の検討が必要になってくると思うが、それについて本市の状況は。

《事務局回答》

国民健康保険の被保険者が年度に1回、国保連合会で取りまとめて契約している全国各地の保養施設の利用料について大人3,000円、子ども1,500円の助成を受けることができる制度である。利用状況としては、令和4年度の決算の実績では、大人175人、子ども4人、合計179件の利用がある。本事業については、国民健康保険制度において保健事業が立ち上がっていなかった時代に保健事業に代わるものとして実施されていた経緯があることから、保健事業が確立されている現在、本事業の役目は終わりつつあるのではないかと感じている。今回打ち出されている県方針における本事業の位置づけを踏まえ、慎重に検討していきたいと考える。

《委員意見》

答申の中で、市民への周知徹底が謳われているが、周知の内容として、「準統一」という言葉をはじめ、分かりにくい言葉が使われていることが多いよう

に見受けられる。これでは国保税が高くなったという結果のみが受け入れられてしまうのではないかと懸念している。県内で税額が同じになるということは、あなたの場合は税額がいくらになる、という計算が容易になる等のメリットを合わせて周知する等、市民にとって分かりやすい周知となるよう工夫をしてもらえればと考える。

《事務局回答》

ご指摘のとおり、市役所では、役所的な発想で法律用語や国、県が示す言葉をそのまま使ってしまう傾向にあることは事実として受け止めている。情報発信に当たっては、そうならないよう分かりやすく丁寧に、市民に伝わりやすい言葉を使っていくこと、また、自分の税額がいくらなのか等が見ただけで理解できるような、利便性の高い情報発信となるよう工夫していくことを徹底していきたいと考える。

《委員質疑》

保養施設助成事業について、市有の保養施設はあるか。

《事務局回答》

市有の施設はない。

《委員質疑》

さいたま市などでは、国民健康保険税の試算をホームページ上で自分で行える仕組みが構築されている。鴻巣市ではどうか。

《事務局回答》

おおよそその収入から税額を導けるよう、早見表等をホームページに載せてはいるが、収入等の情報を入力することで試算が行えるような仕組みは用意していない。他市町村を参考にしながら、導入を検討したいと考えている。

《委員意見》

附帯意見の（２）について、特定健診受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努めることや医療費の削減に努めることが謳われているが、健診を受けるという以前に、まず市民の健康に対する意識を高めることや、健康に関する知識を深めてもらうことが、医療費の削減につながっていくものと考えている。そこで、この（２）のところで、衛生部門や介護部門との連携を図りながら、健康に関する情報の提供、周知を図り、市民の健康への意識を高めていくといったような内容を盛り込むというのはどうか。

《事務局》

介護部門や衛生部門と連携し、健康への意識を高めるための健康情報の提供、周知を行っていくことは、市が担うべき役割であると認識している。いただいた意見について、他の委員さんの異議がなければ、ぜひ取り入れたいと考える。

《議長》

他に意見がなければ、これまでの意見を取りまとめたい。これまでの意見に

	<p>ついて、事務局から振り返りを。</p> <p>《事務局》 2について、介護部門や衛生部門と連携した、健康への意識を高めるための知識の普及といった趣旨の文言を追加すること、4について、「併せ」の部分について文言等の整理を行うことが提案されている。</p> <p>《議長》 今説明のあった内容を踏まえて、提案のあった答申案につき、了承ということによいか。</p> <p>(異議のあるものなし)</p> <p>《議長》 それでは答申につき、提案された意見を踏まえ、私、副会長及び事務局により修正等を行い、答申とさせていただきたい。答申した結果については、委員の皆さんに後日報告させていただく。</p> <p>●その他 (1) 事務局により、次回の運営協議会は12月7日(木)開催予定である旨説明。</p> <p>閉会 (会議時間 90分)</p>
配布資料	<p>《当日配布》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・席次表 ・議題(1)当日配布1 国保被保険者数等データ集 ・令和5年度第2回鴻巣市国民健康保険運営協議会会議録(案) ・埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)(案) ・埼玉の国保10月号 ・答申(案)